

### 改定のポイント③ 優先整備区域内の建築制限の緩和

平成 18 年 6 月より、未供用区域の将来の事業化を担保しつつ、地権者の負担軽減や建物更新による防災性向上の観点から、都市計画法第 53 条に係る建築制限緩和の基準を定め、優先整備区域外の区域について、木造・鉄骨造等の構造であれば 3 階建てを建築可能としました。（\*1）

しかし、優先整備区域の設定後、実際に事業に着手する時期は、公園・緑地によってばらつきが生じることから、地権者の生活設計や土地利用に関する負担軽減や建物更新による防災性の向上の観点から、優先整備区域を含んだ、建築制限緩和の対象拡大を令和 2 年 10 月 1 日からの施行を予定しています。（\*2、3）

\*1 江戸川区では、建築制限の緩和措置を行っていません。

\*2 豊島区、練馬区、足立区及び青梅市では、優先整備区域を対象とした建築制限の緩和措置を行いません。

\*3 区市により、施行時期が異なる場合があります。

### 改定のポイント④ 多様な事業主体との連携

多様な事業主体との連携等を推進するために、公園まちづくり制度の推進、換地手法の活用など、今後の検討の方向性を提示しています。

#### お問い合わせ先

（令和 2 年 7 月現在）

<東京都> ○ 「都市計画公園・緑地の整備方針」（令和 2 年 7 月改定）全般について

東京都都市整備局都市づくり政策部緑地景観課 Tel03-5388-3315

○ 東京都事業（都立公園の整備）について

東京都建設局公園緑地部計画課 Tel03-5320-5371

◇ 「都市計画公園・緑地の整備方針」（令和 2 年 7 月改定）の内容は、以下の HP 等でもご覧いただけます。

\* 東京都都市整備局ホームページ <https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/>

\* 都民情報ルーム（都庁第 1 本庁舎 3 階）

<区市町>